◆『グローアップコース』へのプランコース変更手続の留意事項

［重要］プランコース変更に関わるご留意事項

・変更手続に伴い、現在ご加入のｉＤｅＣｏで選択されていた運用商品は、一旦、すべて売却、現金化され『グローアップコース』に移されます。（これを資産の「移換」といいます。）≪注≫

・グローアップコースに移換された資産の運用を行うため、グローアップコースの商品ラインアップの中から、運用する商品を選択（運用割合を指定）いただきます。

※現在ご加入のｉＤｅＣｏの運用商品は、変更手続の過程で相場動向等にかかわらず任意のタイミングで売却が行われるため、売却時点で運用損益が一旦、確定します。

※投資信託の場合、商品によっては解約コストがかかる場合があります。

・変更手続の完了までには２か月程度のお時間がかかります。この間（資産の移換が完了するまで）は運用をすることができない期間となりますのであらかじめご了承ください。

≪注≫現金化とは、資産移換の手続において、現在のｉＤｅＣｏで積み立てられた資産を『グローアップコース』に移換するため、一旦、運用商品のすべてを売却し、商品で運用されていない状態の資産にすることをいいます。
※現金化されても、お客さまの口座に振り込まれることはなく、から引き出すこともできません。

◇お手続の前に必ずご確認ください。

＜確認事項１＞

・プランコース変更は、書面でのお手続となります。Ｗｅｂではお手続いただけません。

＜確認事項２＞

・プランコース変更では、現在、ご加入のｉＤｅＣｏでの立場を変更することはできません。
※掛金を拠出する加入者の方は加入者に、掛金を拠出せず運用のみを行う運用指図者の方は運用指図者になります。
この手続で、運用指図者から加入者に変更することや、加入者から運用指図者に変更することはできません。

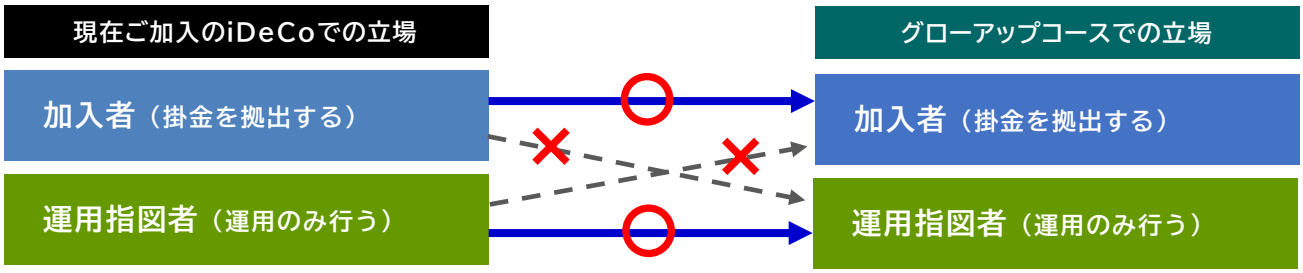

・グローアップコースへの変更と同時に、運用指図者から加入者に、あるいは加入者から運用指図者に立場を変更したい場合は、プランコース変更・運管変更手続に加えて、別途お手続が必要となります。

▸ ご希望の場合は、確定拠出年金コールセンターまで、事前にご連絡ください。

＜確認事項３＞

・ｉＤｅＣｏのプランコース変更と併せて企業型ＤＣの資産移換をご希望の場合、**変更手続と資産移換手続を同時に行うことはできません。**変更手続完了後に別途、Ｗｅｂで資産移換手続を行っていただきます。

▸ ご不明な場合は、確定拠出年金コールセンターまで、お問い合わせください。

◇プランコース変更のお手続【現在、当社ｉＤｅＣｏの他のコースにご加入の方】

（１）手続書類（プランコース変更通知書）を印刷し、記入要領をご参照の上、必要事項をご記入ください。

- 記入要領は、お客さまのご加入状況（掛金積み立ての有無）により、２種類ご用意しております。
  ご記入いただく項目が一部異なりますので、お客さまのご加入状況に応じた記入要領をご利用ください。

お客さまのご加入状況（掛金積み立ての有無）	ご利用いただく記入要領
現在ご加入のｉＤｅＣｏで**「加入者」**の方 ▶毎月、または指定した月に掛金の積み立てを行っている方	**記入要領Ａ**
現在ご加入のｉＤｅＣｏで**「運用指図者」**の方 ▶掛金の積み立ては行わず、資産の運用のみを行っている方	**記入要領Ｂ**

（２）ご記入済みの手続書類（プランコース変更通知書）を弊社あてに送付してください。

- 送付先　　：加入者Ｗｅｂに掲載封筒貼付用の宛先用紙をご利用ください。（切手不要）